

手術通則第5号及び第6号並びに歯科点数表第二章第九部手術通則第4号に掲げる手術の実施件数

(実施期間:令和6年1月1日～令和6年12月31日)

1. 区分1に分類される手術

	件数
ア. 頭蓋内腫瘍摘出術等	7
イ. 黄斑下手術等	2
ウ. 鼓室形成手術等	—
エ. 肺悪性腫瘍手術等	48
オ. 経皮的カテーテル心筋焼灼術	—

2. 区分2に分類される手術

	件数
ア. 靭帯断裂形成手術等	3
イ. 水頭症手術等	5
ウ. 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	—
エ. 尿道形成手術等	—
オ. 角膜移植術	—
カ. 肝切除術等	31
キ. 子宮附属器悪性腫瘍手術等	—

3. 区分3に分類される手術

	件数
ア. 上顎骨形成術等	—
イ. 上顎骨悪性腫瘍手術等	5(歯科)
ウ. バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術 (両葉)	—
エ. 母指化手術等	—
オ. 内反足手術等	—
カ. 食道切除再建術等	—
キ. 同種死体腎移植術等	—

4. 区分4に分類される手術

	件数
胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	609

5. その他に分類される手術

	件数
人工関節置換術	7
乳児外科施設基準対象手術	—
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	59
冠動脈、大動脈バイパス移植術及び体外循環を要する手術	—
経皮的冠動脈形成術	61
（急性心筋梗塞に対するもの）	9
（不安定狭心症に対するもの）	12
（その他のもの）	40
経皮的冠動脈粥腫切除術	1
経皮的冠動脈ステント留置術	210
（急性心筋梗塞に対するもの）	53
（不安定狭心症に対するもの）	40
（その他のもの）	117